

# 不可解な金の動き

## 職員組合の借金約5000万円は裏金

昨年10月末に明らかになった市幹部職員による脱税ほう助・個人情報漏洩事件。市議会総務常任委員会では、11月15日より3回にわたって関係者を参考人として招致、真相の解明むけて調査を行っています。現状では、未だ不明な点が多々ありますが、これまでの調査で明らかになったことを報告します。

### 脱税事件と市幹部職員との関係

2000年10月23日の横浜地裁で行われた市内農業者F氏の脱税事件の判決=控訴中=で判明。S社会福祉課長（当時）は、福祉年金受給者名簿の名前を使い、架空の給与領収書を作成し、F氏へ渡していた。F氏は、この領収書を96年、97年の確定申告に使用。約5500万円の所得税脱税容疑で起訴されていた。

### 守秘義務違反

S課長は、架空の領収書作成にあたって「民生委員が代わるので、説明する資料として使いたいので、高齢者の名簿を貸してほしい」として国保年金課から名簿を入手し、「自分で書体を変えたり、異なる印鑑を使ったりして、様々に工夫して、この名簿を利用し、多数の領収書を作成」（横浜地裁判決文より）していた。こうした行為は、明らかに地方公務員法第34条「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」に違反する違法行為であり、さらに刑法159条私文書偽造罪、刑法161条偽造私文書行使罪の疑いが強い。

### 「組合の借金があったので断れなかった」

では、なぜこのような違法行為をしてまで架空の領収書づくりを行ったのか。S課長は座間市職員組合の委員長を務めたことのある組合の元幹部。事件発覚直後の新聞社の取材に答えて、上記のような理由をあげていた。

ところが、市議会総務常任委員会の参考人招致に応じたS課長、さらに職員組合名義の3100万円の借用書に名前を連ねていたH委員長、N副委員長（当時、現産業課長）らは、「F氏から組合としての借金はない。3100万円は、S課長個人の借金」と委員長自らが借用書を作成し（H委員長が委員会で証言）、組合の公印が押されているにも係わらず組合としての借金を全面的に否定した。

### 明らかになった職員組合の借金の実態=裏金

しかし、12月27日の総務常任委員会の参考人招致に応じたF氏の弁護士は、以下のような証言をし、それを裏付ける資料を委員会に提出した。

- ◆F氏からの借用は、個人のものではなく、職員組合が借用したものであること。
- ◆職員組合の公印が押された借用書が3枚あり、総額は5100万円にもものぼること。借用書のあるものだけでなく、F氏は組合からお金を無心され渡していたこと。
- ◆職員組合から現在までに返済された額は、1万円のみであり、今後組合に対して貸した金の返還請求の訴訟を起こしていく。
- ◆検察の供述調書においてN副委員長（当時・現産業課長）は、「Fさんから借りた金は、いわゆる裏金として使うために借りたものなので、正規の組合の会計には載せていませんでした」と供述していること

### 更なる真相の究明を

市民の個人情報、一部の市幹部職員によって悪用され、その背景には、約5000万円（実際はもっと多額）にのぼる金が、組合員も知らないところで組合の裏金として使われていたという今回の事件。

約5000円もの裏金の用途は？個人情報の悪用は、組織的なものだったのか？N氏は、他の組合幹部とともに市役所周辺の土地をF氏から購入一買戻しをしているが、それと借金との関係は？また、この職員組合は、星野市長の一期目から市長の推薦団体となっているが、その関係は？などなど、究明すべき問題はまだまだ多くあります。市民の党は、今後もこれらの問題の究明に全力を尽くし、市政の改革に取り組んでいきます。この問題についてのみなさんのご意見や情報などがありましたら、お聞かせ下さい。